

攻撃にさらされる在宅介護労働者と労働組合

ジョアナ・プノ・ヘスター / 萩原 久美子

UDW3930 / AFSCME 副支部長

下関市立大学教授

はじめに

私が副支部長を務めるUDW（アメリカ家庭内労働者連合・AFSCME）第3930支部はカリフォルニア州オレンジ郡サンディエゴを拠点とする労働組合だ。1977年の設立以来、南カリフォルニアを中心にアメリカの介護制度の一つである在宅支援サービス制度（IHSS）のもとで雇用される在宅介護労働者を組織化してきた。現在、その数は約10万人だ。母体となるAFSCME（America Federation of State County Municipal Employees：アメリカ州郡自治体従業員組合連合）も160万人を組織化する公共部門では全米最大の労働組合だ。

公共部門と在宅介護労働者がなぜ関係しているのか。なぜUDWが在宅介護労働者を代表する組織なのか。それは後述するが、UDW3930支部は在宅介護労働者を代表して州・自治体と団体交渉できる唯一の労働組合だ。

その私たちにとって、トランプ政権の誕生がこの

国の反労働組合の起点というわけではない。しかし、彼の大統領就任で反労働組合の動きが勢いづいたのは間違いない。大統領は連邦最高裁判事の任命権を持ち、大きな影響力を持つ。労働組合への加入、団体交渉、組合費の徴収といった、この国の富豪が保有する経済的資源に対抗するための労働者の権利を反労働組合の保守系ネットワークは司法制度を使って少しずつ労働者から剥ぎ取ってきたからだ。

UDWはその権利が剥ぎ取られていくことがどのような結果をもたらすかを実際に経験してきた。UDWは2014年まで、労働協約から利益を受ける非労働組合に対し経費として労働組合費の支払いを求めるエージェンシー・ショップをもとに、非組合員の在宅介護労働者からも労働組合費を納めてもらっていた。だが、連邦最高裁で2014年、エージェンシー・ショップ条項の違憲性を問うハリス対クイン判決により、非組合員からの組合費の徴収はできなくなった。準公務員、あるいは部分的公務員からは組合費の徴収は、労働組合に反対する労働者の言論強制にあたり、権利の侵害にあたりとされたのだ。この事件は巨額の資金を持つ反労働組合団体によって計画的に提訴されたものだった。この判決を受け、私たちの組合財政は20%の収入減となった。

トランプ政権の誕生で、反労働組の態度を鮮明にするアメリカ立法交流委員会（ALEC：The American Legislative Exchange Council）をはじめ

Johanna Puno Hester

United Domestic Workers of America / AFSCME3930 副支部長、AFSCME（アメリカ州郡自治体従業員組合連合）国際部副部長。フィリピン系活動家として大きくアジア太平洋系アメリカ人労働者連合（APALA）前会長、現在第二副会長。Healthcare Workers' Union を経て1999年からAFSCME、2008年から同UDWを担当。

とする保守主義系かつ新自由市場を信奉するネットワークが活発化している。そのネットワークの一つである全米労働権委員会(NTRW: The National Right-To-Work)は、ユニオンショップやエージェンシー・ショップによる組合費徴収を徹底的に狙い撃ちしている。その大きな裁判がこの秋、連邦最高裁で始まる。労働組合が平等なスタートに立つ上で絶対に必要な条件が新たな危機に直面している。

反労働組合運動の動き —カリフォルニア州オレンジ郡が標的に

「労働組合幹部は組合費から数億ドルをヒラリー・クリントンや民主党の政治家の選挙運動に使っている」。

そんな唐突な手紙がカリフォルニア州・オレンジ郡にすむ組合員のもとに届き始めたのは今年4月のことだ。差出人はワシントン州に本部を構えるフリーダム財団(Freedom Foundation)。内国歳入法典第501(c)(3)の非営利団体である。公共政策のシンクタンクとするが、実際は公共部門の労組つぶしを目的に1991年に設立された。特にハリス対クイン判決をきっかけに「労働組合改革プロジェクト」を開始し、労働組合からの脱退と組合費の徴収拒否を訴え、文字通り一軒一軒説得し、またその違法性を訴え何件もの裁判を起こしてきた団体だ。

同財団CEOトム・マッケイブは「カリフォルニアの政治、文化を労働組合から取り戻そう」と手紙で呼びかけるが、同財団自体はすでに大富豪のヨーク兄弟らが支援してきた新自由主義を信奉する複数の保守系シンクタンクや団体から多額の活動資金を得ている。

共和党政権の誕生、上下両院での過半数獲得によって、これら労働組合を標的とする団体やネットワークの動きが活発化している。オレンジ郡はそのグラウンドゼロだ。フリーダム財団はカリフォルニアの中でも共和党支持者の多いオレンジ郡をフリーダム財団にとってキャンペーン開始に最もふさわしい場所と位置づけ、乗り込んできた。ターゲットはUDW3930支部だ。オレンジ郡にはUDW3930

支部が組織化する10万人のうち2万1千人の在宅介護労働者が居住し、その3分の2が組合費を支払っている。地元のケーブルテレビ、ラジオでは「労働組合に入らなければよかった」という嘆きが流され、フェイスブックでは組合費の強制徴収を断るよう呼びかける。

ラテン系在宅介護労働者と並び、ターゲットとなっているのはベトナム系の在宅介護労働者だ。同財団はカリフォルニア州の担当ディレクターに韓国系、ベトナム系のスタッフを配置する。一軒一軒訪ねて説得をするのが彼らの運動スタイルでもある。英語でのコミュニケーションになれていないベトナム系の在宅介護労働者にとって同じコミュニティがもたらす情報は信頼度が高い。しかもアジア系労働者のうち労働組合に加入しているのは9%で、その割合は黒人(13%)、白人(10.5%)よりも低い。仕組みになじみがない分、切り崩されやすい。

我々は警戒態勢に入り、対抗している。内国歳入庁に対し、フリーダム財団が党派的政治活動を行っていることを訴え、501(c)(3)の非営利団体の取り消しを求めている。フリーダム財団はワシントン州やオレゴン州で組合費徴収を違法であるとし、在宅介護労働者の住所の開示を求める裁判を30件以上、起こしているが、ワシントン州では在宅介護労働者を組織化するSEIUが反撃、住民投票により住所開示の差し止め成功している。今年8月に行われたAFL-CIOの連携組織であるアジア太平洋系アメリカ人労働者連合会(APALA)大会開催にあたり、UDWはベトナム系在宅介護労働者のリーダーとともに、フリーダム財団の攻撃について集会を持ち、「決してサインはしない」「仲間に伝える」「コミュニティを守る」を三本柱として、団結とフリーダム財団への対抗を確認した。

最も脆弱な労働者が狙われている

なぜ彼らは在宅介護労働者を狙うのだろうか。

UDWが組織化する在宅介護労働者は正式にはIHSSプロバイダーと呼ばれる。IHSS(In-Home Supportive Service)とは介助・介護に必要な65

歳以上の高齢者と障がい者のうち公的扶助である「メディケイド」と「補足的保証所得：SSI」の受給資格を持つ人たちを対象とする在宅支援サービス制度だ。連邦政府、州、各自治体があわせて年間100億ドルを抛出し、州政府の管理監督の下、IHSS制度の利用者は認定された介護時間に対して現金給付が行われる仕組みだ。利用が認められたら、利用者が自分で探すか、あるいはエージェンシーの派遣を通じて在宅介護労働者を雇用する形式をとる。

このIHSS制度では、利用者が在宅介護労働者を雇用する形式をとるが、賃金となる現金を給付しているのは連邦政府、州、郡である。その意味でも、また公共的な福祉医療サービスの担い手であることから「公共部門」の労働者と見なし、80年代半ばから組織化が行われた。また団体交渉の相手方となる使用者を特定するにあたって、州議会でIHSS行政機関（IHSS Public Authority）の設置を決定し、団体交渉の当事者として認められた。UDW3930支部は1999年、交渉の代表として認められ、現在、21の郡をカバーしている。

在宅介護労働者の暮らしは厳しい。2016年現在、カリフォルニア州にはIHSS制度の下で46万人の在宅介護労働者が働いており、その75%は女性だ。IHSSは家族を在宅介護労働者として雇用できるので70%は利用者の家族や親族だ。そのため外とのつながりを持ちにくいなど心身の負担は大きい。また外で働いてもその給料では施設利用料が高く払えず、勤め先を辞めた、働きに出られないというケースも多い。労働者全体の平均時給が18ドルなのに対し、在宅介護労働者の時給は10.50ドルを若干上回る程度でしかなく、オバマケアが導入される以前は健康保険に加入できなかった人も多い。

つまり、IHSS制度の利用者も、在宅介護労働者も、経済的に脆弱な層であり、反労働組合団体はこの最も脆弱な労働者層を標的としている。公共部門であれば、刑務官や消防士、警察官などを狙い撃ちすることもできるはずだ。だが、フリーダム財団は在宅介護労働者を戦略的に選んだ。前述した

ハリス対クイン判決によって、準公務員からは組合費のチェックオフはできないからだ。

組合費は所得に応じて10ドルから最高額は40ドル。組合員であれば低額の医療保険や歯科保険、自動車保険といった福利厚生も利用できる。残業した分を請求する交渉もできれば、IHSSの大幅予算カットを阻止することもできる。だが、その組合費を労働組合が「くすねた」と言い、脆弱な労働者層から声を奪う。労働組合加入に関する選択と自由の保護を“労働権”（RTW）と称して、UDWのようなエージェンシー・ショップ協定を通じた労働組合費のチェックオフを禁止し、労働組合からの離脱を進める。その見返りをもらうのは労働者やその家族ではなく、企業や富裕層なのだ。

まとめにかえて —— ジャナス vs AFCSME

連邦最高裁は1977年のアブード対教育委員会判決では、エージェンシー・ショップによる公務員からの組合費の徴収について、憲法修正第一条の抵触する言論統制には当たらないとしていた。それが2014年のハリス対クイン判決では、アブード判決は完全な公務員を対象とした論理であって、在宅介護労働者は完全な公務員とは言えないという点から、エージェンシー・ショップによる組合費の徴収を違法とした。

この判決を土台に、連邦最高裁に新たな提訴が行われた。イリノイ州の公務員マーク・ジャナスら3人が組合費の強制徴収は憲法修正第1条に抵触するとしてAFCSMEを訴えた。この背後には保守系民間団体、全米労働権委員会の無償での裁判支援があり、エージェンシー・ショップによる組合費徴収を違法とするため、同委員会による司法支援を表明し公務員に提訴を呼びかけている。

審理はトランプ大統領が指名したゴーサッチ連邦最高裁判事が担当すると見られている。この訴えが認められればアブード判決はひっくり返り、すべての公務員に事実上のRTWがもたらされることになる。AFCSME、SEIU、AFT（アメリカ教員連盟）、

NEA（全米教育協会）は企業利益のために労働者の権利を政治的に攻撃していることを批判し、公正な判断を求める共同声明を出した。

民主党議員も11月3日、議会で「これは裁判ではなく、政治的権力の行使だ」「“労働権”は労働者の権利を剥奪し、自由を奪うもの」と次々に批判し、労働者の権利を強化に向けた政策大綱を出した。“労働権（RTW）”への対抗として、団体交渉において民間労働者と同じ権利と自由を公務員に与える連邦法の制定、州レベルでのRTW法の禁止などが盛り込まれている。

ホワイトハウスの現状から考えればこの政策の実現は困難ではある。だが、企業側の利益があまりにも優先されてきた。しかも、その政治的ネットワークは強い。“労働権（RTW）”は、選択の自由という言葉を使い、最も脆弱な労働者を攻撃する。労

働組合は組合員のためだけに闘っているのではない。みんなが必要なもの共有するために闘っている。■

※原稿執筆のやりとりをしていた11月中旬、資格外の若者の保護とドリーム法の早期実現を求め、アジア・太平洋系アメリカ人労働者連合会（APALA）の若者を中心とするメンバーがワシントンDCで抗議活動を行った。この活動を受け、労働者と移民の権利のために闘ってきたAPALAの幹部として、ジョアナ・ブノ・ヘスター氏も、同幹部のルイーザ・ブルー氏らとともに参加。市民的不服従をもって対抗した。この一連の取り組みで執筆時間が確保できなくなり、本稿は共著という形での執筆となった。ヘスター氏の原案と提供された情報をもとに、本人の了解のもと、萩原が2017年8月、カリフォルニア州アナハイムで開催されたAPALAに参加して得た情報や同時期に行ったロサンゼルス調査の内容などを加え、まとめている。

